

いじめの重大事態に係る調査について

1 調査事案

令和4年6月以前に発生した児童間のトラブルについて、被害児童保護者からの訴えにより、いじめ防止対策推進法第28条第1項、東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例第14条第1項、及び板橋区いじめ問題専門委員会規則第2条第3項に基づき、教育委員会として調査を開始する。

2 現在までの経過

- 令和5年9月14日 被害児童保護者代理人から教育委員会による調査を要望する文書を学校が受領
- 令和5年11月1日 いじめ問題専門委員会に報告、調査部会設置を決定
- 令和6年3月5日 調査部会委員を委嘱、調査開始

3 今後の予定

- (1) 調査終了後、いじめ問題専門委員会から教育委員会へ調査結果の答申
- (2) 答申を受け、教育委員会から区長への報告・関係者への調査結果の提供等

4 調査員の構成

- 4名 いじめ問題専門委員及び専門調査員
(弁護士、学識経験者、臨床心理士)

【参考】

いじめ防止対策推進法

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（第2項以下、略）

東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例

第14条 区及び学校は、学校において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が生じた場合には、当該重大事態に対処するとともに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするため、速やかに、教育委員会及び学校に組織を設け、調査を実施するものとする。

（第2項、略）

板橋区いじめ問題専門委員会規則

第2条 （第1項、第2項、略）

3 専門委員会は、学校においていじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、条例第14条に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

第8条 専門委員会は、専門事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。